破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０１７号
札幌市北区新琴似１条10丁目４番20号
債務者　米代　道代
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
香川県観音寺市植田町1607番地５
債務者　三宅　惠子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　修二
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１５５号
函館市昭和１丁目22番６号　コーポ西村Ⅱ１階Ａ号室
債務者　五十嵐　保
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　順也
4　破産債権の届出期間　平成25年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５１号
福島県郡山市富田町字町田15　富田町応急仮設住宅４－４号室、住民票上の住所福島県双葉郡双葉町大字新山字北広町59番地２
債務者　半谷千代美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　高史
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
茨城県神栖市溝口4539番地36
債務者　池田　忠嗣
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２６２号
千葉県市川市大町20番地14
債務者　久保　　実
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳一
4　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０９号
千葉市花見川区花見川１番23棟308号
債務者　高橋　敏雄
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　祐輔
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後３時40分
6　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１６号
千葉県船橋市北本町２丁目63番１―310号
債務者　渡辺　秋伸
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　到
4　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８４号
京都市左京区岩倉幡枝町431番地３
債務者　蒼工芸こと　山﨑　哲矢
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　浩史
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
新潟県上越市大字上箱井276番地
債務者　植木　泰行
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見竹　泰人
4　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１７１号
金沢市上荒屋４丁目142番地１
債務者　岡島　尚一
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋詰　哲朗
4　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３３号
静岡県浜松市南区寺脇町852番地の２
債務者　佐々木義暢
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　破産債権の届出期間　平成25年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月７日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
静岡市葵区大岩町１番46号
債務者　原野　雄二
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６２号
静岡市葵区大岩町１番46号
債務者　原野　茂子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２４号
群馬県前橋市南町４丁目39番地11　清水第３マンション201号
債務者　飯島　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係